

令和6年度第1回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 令和6年8月22日（木）14時00分～15時00分

場 所 内灘町役場 4階 408会議室

出席者 (委員) 高野委員、岡部委員、北川委員、中村委員、坪内委員、
黒田委員、水野委員、岡野委員、上前委員、計9名
(事務局) 中川町民福祉部担当部長、川本住民課担当課長、中村
主査、根布原主事
(コンサルタント) 株式会社利水社 真田氏、古木氏

議 件

(1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項

1. 申請者：道路管理者 内灘町長 川口 克則
設置場所：内灘町字千鳥台1丁目44番地
用 途：町道消雪用水
2. 申請者：道路管理者 内灘町長 川口 克則
設置場所：内灘町字向陽台1丁目142-1
用 途：町道消雪用水
3. 申請者：道路管理者 内灘町長 川口 克則
設置場所：内灘町字大清台139番地1
用 途：町道消雪用水

(2) その他

特になし

主な質問事項

- 問1 議件3の掘り替え井戸について、なぜ第一帯水層から取水しないのか。
答1 第一帯水層からは周辺井戸で第一帯水層及び第二帯水層からの取水が多いことも考慮した結果、取水しない。また、揚水量が多いことから第三帯水層からの取水が必要となる。
- 問2 井戸を深く掘るとコストがその分かかると思うが、別の場所に浅めの井戸を掘ることはできないのか。
答2 周辺井戸の同じ帯水層から取水されている箇所を考慮すると、今回の

場所が適している。また、散水区域が既存と変わらないことから送水管に接続するコストもかからないため経済的である。

- 問3 井戸のストレーナーの清掃を行うだけでは揚水量は回復しないのか。
- 答3 何度か清掃は行ったが、清掃だけでは限界がある。清掃では回復しなくなったため掘り替えする。
- 問4 今回の能登半島地震による液状化対策として地下水を抜いて水位を低下させるという工法があると聞いたが、その場合は地下水採取規制審議会の対象案件になるのか。
- 答4 内灘町地下水採取の規制に関する条例に基づき、井戸は動力を用いて地下水を採取するもので、地表から水面までの深さが30メートルをこえ、かつ揚水機の吐出口の断面積が11.4平方センチメートルをこえるものとあるので、その条件を満たすかどうか。また、地震の影響による液状化対策への審議は当審議会の趣旨として妥当かどうかを事務局で協議する必要がある。

審議結果

- (1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項
出席委員全員異議なく、付帯条件付許可として答申することとなった。